

議案第171号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年4月25日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第19条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第

15条第33項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第21項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第20条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第30条の2第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第30条の2第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第30条の2第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第31条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第35条中「、第17項」を削り、「第20項から第24項まで、第26項」を「第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項」に改める。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第2項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第3項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第4項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税に

ついて適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。